

学校教育活動として認める大会・練習会等に関する申し合わせ

長野県中学校体育連盟

1 学校教育活動として認める大会・練習会等とは

学校教育活動として認める大会・練習会等とは、中体連主催大会以外の大会参加で、長野県中学校体育連盟理事会において教育活動として意義を認めた大会・練習会等をいう。

2 学校教育活動として認める大会・練習会等の基準

- ①実施のねらいが教育活動として適切であり、教育的効果が得られるものであること。
- ②実施にあたり、規模・日程などが、中学生の心身の発達（健康上）からみて、無理がなく、学業にも支障がないもの。
- ③実施する会場が県内であること。

3 大会・練習会等の追加に関して

- ①新たに大会・練習会等を追加する場合、委員長は部長と相談のうえ、長野県中学校体育連盟理事会に大会要項を添えて提案し、承認された場合のみ追加される。
- ②新たに大会・練習会等が追加された場合、県中体連事務局はただちに全県の中学校に周知させる。

4 学校教育活動として認める大会・練習会等への参加に当たっての留意事項

- ①学校教育活動と認める大会・練習会等への参加については、顧問の判断だけで参加できるものではなく、参加の最終判断は学校長に委ねる。
- ②参加にあたって、生徒の参加に要する経費の負担が荷重にならないように十分配慮すること。

5 学校教育活動として認める大会・練習会等の周知について

- ①長野県中学校体育連盟事務局は、年度当初、大会名・期日・会場を確認する。
- ②長野県中学校体育連盟事務局は年度当初、長野県教育委員会・各市町村教育委員会・県下中学校長宛に一覧表を送付する。

◎附則

この基準は、平成15年4月15日から施行する。

平成21年2月27日 理事会にて一部改正